

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月23日

阿久根市長 西平良将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

○ 折多地区

（牟田・永田上・永田下・折口東・大林・内田・大下・丸内・陳之尾）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月18日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人： 5 経営体

法人： 1 経営体

※ 平成27年度中に、地区内認定農業者を地域の担い手として位置付け予定である。

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

活用するかどうかは未定であるが、地域の実情・個人の意向等を考慮して、活用できる場合は、活用していくよう検討。尚、その中で、中津原地区については、担い手も多くいることから、活用が見込めれば積極的に活用を検討していく。

6. 地域農業の将来のあり方

地域農業を守っていくため、現在も地域における担い手である地区内認定農業者を、またその他の農業者についても地域の実情を考慮して、人・農地プランへ位置付けていく。農地についても、今ある農地を守っていく。